

第2回青柳小学校・神泉小学校統合準備委員会 次第

日時 令和8年3月19日(木)

会場 青柳小学校多目的室

1 開 会

2 あいさつ  
委員長  
教育長

3 議 事

(1) 各部会の協議内容の報告について

- ①学校運営部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1  
(校名・校歌・校章・校旗について)
- ②教育課程部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2  
(交流授業等について)
- ③PTA部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料3  
(PTA会則等について)

(2) その他

4 事務連絡

5 閉 会

## 第2回青柳小学校・神泉小学校統合準備委員会 学校運営部会・協議内容報告

令和8年2月20日（金）に、青柳小学校多目的室において学校運営部会を開催し、以下を協議いたしました。

### ○校名・校歌・校章・校旗について

#### 1 校名：「青柳小学校」とする

理由 現在の青柳小学校の場所に、既存の青柳小学校の校舎をそのまま利用する形で統合後の学校を設置することとなり、町民の認知度が高く馴染みがあるため、校名は「青柳小学校」とする。

#### 2 校歌：「青柳小学校の校歌」とする

理由：校歌は学校を象徴するものとして制定されており、建学の精神や理想とする校風などを表している。令和15年度には神川町の小学校を1校に統合する計画があり、その際には現在の神泉小学校のデザインや校歌の文言等を含めて神川町全体のイメージで考案・作成することで後世に残していきたい。そのため、児童が校歌を覚える負担を軽減することを踏まえ令和9年度の統合では「青柳小学校の校歌」を校歌とする。

#### 3 校章・校旗：「青柳小学校の校章・校旗」とする

理由：校章は学校を象徴するためにデザインされた紋章である。校歌と同様に今後の神川町全体の統合を踏まえ現段階では、校名が青柳小学校となるため、校章も植物の葉に校名を略した「青小」を記した、既存の「青柳小学校の校章」とし、校旗についても既存の校旗を使用する。

## 青柳小学校・神泉小学校 統合準備委員会 教育課程部会 取組報告

2026年3月19日

これまでの教育課程部会における協議内容及び決定事項を、開催順に整理した。

### 開催経過一覧

回	開催日	主な内容
第1回	令和7年12月15日	交流授業日の基本方針、年間実施回数、年度末の扱い、令和8年度の授業形態等を確認
第2回	令和8年1月13日	交流授業日に実施する教科、時間割編成、合同給食・合同清掃、外国語科指導体制等を確認
第3回	令和8年1月28日	教育課程の未履修・重複履修の確認、特別活動・総合・特別支援学級、緊急時対応、授業担当ローテーション、児童理解研修の方法を協議
第4回	令和8年2月24日	児童理解研修の日時・方法、学校図書・学校備品の整理管理スケジュールを決定

### 第1回 第1回教育課程部会（令和7年12月15日）

#### 決定事項

- 学力調査や学校行事と重ならない木曜日を基本的に「交流授業日」とする。
- 交流授業日は、神泉小児童が青柳小へ移動し、1～4校時の授業を一緒に行う。
- 年間25回の木曜交流授業を実施する（4時間×25日で計100時間の交流実績）。
- 2、3月は年度末の負担等を考慮して交流授業は実施しない。
- 青柳小への円滑な接続を考え、令和8年度の神泉小の授業は可能な限り単学年で実施する。
- 合同校外学習は実施しない。

### 第2回 第2回教育課程部会（令和8年1月13日）

#### 交流授業日に実施する教科（4時間分）

- 1学年：国語（外国語）、音楽、生活科2時間
- 2学年：交流なし
- 3学年：外国語、音楽、道徳、書写

- 4 学年：外国語、音楽、道徳、書写
- 5 学年：外国語 2 時間、音楽、道徳
- 6 学年：外国語 2 時間、音楽、道徳

### 確認事項

- 各学年の時間割は、授業担当者の都合や同教科を連続で実施しないこと等を考慮して編成する。
- 合同給食は学期ごとに 1 回実施する。
- 合同清掃は実施しない。
- 5、6 学年の外国語科指導には専科をつけて実施する。

## 第 3 回 第 3 回教育課程部会（令和 8 年 1 月 28 日）

### 教育課程全体

- 青柳小学校と神泉小学校の教育課程について、令和 9 年度時点で未履修や重複履修が発生しないかを確認した。

### 特別活動

- クラブ活動については、次の案で検討した（負担の少なさから 1 案が濃厚）。
- (1) 青柳小学校の活動を撮影して神泉小に提供し、クラブ見学を実施する。
- (2) 青柳小学校のクラブ見学に、神泉小の 3・4・5 年生を参加させて実際に見学する。  
※下校時間が厳しいため、クラブ時間の前半のみの見学となる。
- (3) 木曜日の合同授業日に、特別に午前中のクラブ活動を実施し、実際に見学する。  
※授業時数の調整や、クラブ担当職員の配置調整が必要となる。
- 委員会については、朝会の発表の様子や実際の取組を動画で撮影し、神泉小へ提供して紹介する。
- 児童会については、「新しいキャラと歌を作るかどうか」「神泉小の児童を令和 9 年度の児童会役員とするか」を事前に検討し、4 月から特活部が中心に動く。

### 総合的な学習

- 福祉関係の取組については、「4 年生の 1 学期で合同福祉体験の実施」「4 年生の 3 学期で合同認知症サポーター養成講座」を実施する。神泉タクシーを利用する。
- 4 年生のキャリア教育については、時数を減らして対応する（青柳小 6 年でキャリア教育について扱うため）。

### 特別支援学級

- 交流授業日については、青柳小通常学級に入って授業を受ける（該当保護者・児童の内諾済）。

### 交流授業日にトラブルが発生した場合の対応

- 悪天候等により神泉小の児童生徒を青柳小に運べない場合は、リモートで青柳小の授業の様子を神泉小に流し、オンライン授業を行う（授業の進度等のずれを生まないため、同じ担当による授業を受けることを優先するため）。
- 教員の出張や体調不良等で授業担当者が不在となる場合は、T1・T2を入れ替えるなど、該当学年の担当者同士で相互に補完する。担当者が全員不在となる場合は、補欠の教員が自習や課題に取り組みさせる。

### 教科指導担当者のローテーション

- 单元ごとに担当を入れ替える。
- 外国語については、専科教員が全て実施する。
- 音楽科については、両校ともに専科的な動きが想定されるため、年度初めに慎重に検討する。
- 5月実施予定の児童理解研修が行われるまでは、青柳小学校の教員が授業を行う。

### 児童理解研修の実施方法

- 3月末に両校のABプランや生徒指導委員会資料を活用し、紙面での情報交換を行う。
- 5月に両校の教員が集まり、口頭でメモを取りながら情報交換会を行う。

## 第4回 第4回教育課程部会（令和8年2月24日）

### 児童理解研修の日時等

- 今年度最後の生徒指導委員会終了後、最新の生徒指導委員会資料を紙ベースで提供し合う（3月中対応）。
- 年度明け、双方の学校で上記資料による児童理解研修を行う（書面開催。4月上旬実施が望ましい）。
- 5月18日（月）15:00～16:00に、参集型の児童理解研修を行う（開催通知は年度明け後に発出予定）。
- 会場：青柳小学校 図書室（全体会）、各教室（学年ブロック分科会）
  - ※司会は学務課指導主事
- 内容（1）開会・挨拶（青柳小学校長）
- 内容（2）分科会（資料を基に情報共有）
- 内容（3）閉会・挨拶（神泉小学校長）
- 持ち物：5月18日時点の最新の生徒指導委員会資料、児童の顔と名前が分かる資料（写真、名簿等）

### 学校図書・学校備品整理管理スケジュール

- 1. 青柳小学校担当が神泉小学校へ視察し、関係備品や図書の内容確認を行う。その際、青柳小に移送したい物にシールを貼る（廃棄処分や、丹荘小や神川中への移送を防ぐため）。
  - ※理科・音楽・体育・図工の担当者は必ず視察を行い、実施日については青柳小と神泉小の各教科等担当者同士で調整して決定する。

※その他については、青柳小の必要に応じて担当者同士で調整する。

※各教科等備品の状況が分かっている主任が視察へ行くことが望ましいため、今年度中の視察が効果的である。

※日程調整が難しい場合は両校の理解のもと4月以降実施でもよい（遅くとも5月までには実施する）。

- 2. 上記1を受けて、神泉小学校で「備品・図書移送希望品リスト」を作成する。丹荘小と神川中へ不要備品を報告する。

※当該リストは、丹荘小と神川中への情報提供にも活用する（既に予約済の図書や備品を伝えるため）。

- 3. 丹荘小と神川中の担当者が神泉小学校へ視察し、関係備品や図書の内容確認を行う。各校に移送したい物にシールを貼る（神泉小の廃棄リストを作成する都合から、遅くとも7月上旬までに実施する）。

- 4. 上記3を受けて、神泉小学校で移送品と不用品の確認を行い学務課へ報告する（夏季休業中に実施）。

- 5. 神泉小からの報告をもとに、学務課で移送料金の見積もりを算出し、随時移送作業へ入る。

※予算内で実施できない場合は、12月補正予算で申請をかける。

## 備考

- 統合に係る備品移送のための令和8年度予算を計上済みである。夏季休業までに移送料金や廃棄料金が確定できればよいとの確認がとれている。

第 1 条 （名称および事務局）

本会は「青柳小学校 P T A」と称し、事務局を青柳小学校におく。

第 2 条 （目的）

本会は神川町立青柳小学校の教育を中心として、保護者と教師が相協調し、教育の振興を図り、家庭・学校及び社会における教育が児童及び会員に、より多くの幸福を寄与する如く活動することを目的とする。

第 3 条 （事業）

本会は前条の目的を達成するために下の事業を行う。

1. 家庭と学校との緊密なる連絡協調に関する事項
2. 児童の就学出席等の保護奨励に関する事項
3. 交通対策に関する事項
4. 体力の向上、保健衛生に関する事項
5. 運動会・展覧会・学芸発表会・音楽会等の実施研究に関する事項
6. 教育上の調査、研究、視察に関する事項
7. 教養向上に資する講演会・講習会・文化祭等に関する事項
8. 児童の教育向上に資する字別懇談会に関する事項
9. その他教育上必要なる事項

第 4 条 （方針）

本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針によって活動する。

1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の宗教や政党にかたよることなく、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
3. 本会または、本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事、その他、管理には干渉しない。

第 5 条 （会員）

本会の会員は児童の保護者、青柳小学校の職員並びに本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第 6 条 （役員）

本会に以下の役員をおき会務を処理する。

1. 会長 1 名。理事会において昨年度副会長より推薦する。
2. 副会長 4 名。理事会において選出する（令和 9 年度のみ神泉支部長は、副会長）。副会長（次期会長予定）の選出は推薦委員会で行う。期日までに選出できない時は字から互選する。
3. 会計 1 名。会長は、これを委嘱する。
4. 理事は字より若干名選出する。  
新宿、池田、二ノ宮、前組、新里、小浜、中新里、渡瀬、神泉
5. 理事は字理事の他、学級より 1 名、学校職員より若干名選出する。
6. 幹事若干名。会長これを委嘱する。
7. 監事 2 名。会員中より理事会において選出する。
8. 顧問 2 名（令和 9 年度のみ 3 名）。理事会の決議により推薦する。

第 7 条 （役員の仕事）

役員の仕事を下の通り定める。

1. 会長は本会を代表し総会、理事会を召集、会務を処理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時これを代行する。
3. 会計は本会の会計を司る。
4. 理事は会務を審議・議決し、一般会務を処理する。
5. 幹事は会長の委嘱により庶務を担当する。
6. 監事は会計監査をする。
7. 顧問は重要事項に関し、会長の諮問に應える。

第 8 条 (役員任期)

役員任期は1カ年とする。但し、再任を妨げない。

第 9 条 (会務組織)

本会に次の部を置き、常任理事及び理事によって構成し、下の活動をする。

1. 企画委員会  
予算編成、総会、事業計画に関すること、その他庶務事項。
2. 成人教育委員会  
会員の研修に関すること。
3. 校外生活委員会  
児童の生活指導、交通指導、よい環境づくりにあたる。
4. 文化厚生委員会  
児童及び会員の福祉厚生、保健衛生、レクリエーションに関すること。
5. 広報委員会  
PTAの広報の発行、諸調査、資料集めを行う。
6. 学年PTA委員会(兼家庭教育委員会)  
学級担任との連絡をもとに、児童の健全な育成をはかる。

第 10 条 (支部)

本会は、次の地区に支部を設ける。

新宿、池田、二ノ宮、前組、新里、小浜、中新里、渡瀬、神泉

支部は、本則第3条の目的達成のための事業を行う。

第 11 条 支部には、支部長を1名おく。

第 12 条 (総会)

総会は、毎年4月に開催し役員を承認し、予算等重要事項を審議決定する。なお必要ある時は臨時総会を開く。

総会は役員総会を以てこれに替えることができる。

第 13 条 (理事会)

理事会は庶務・会計事項並びに、総会に提出する議案を作成し、緊急事項を審議決定する。定例理事会を年6回程度開く。但し、常任理事会を以てこれに替えることができる。

第 14 条 (会計)

本会の会務の運営は会費、寄付金を以てこれに当てる。但し、会費徴収の細部は毎年事業を参酌して、年度当初これを定める。

第 15 条 (会計年度)

1. 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
2. 会費は年額2,400円とする。
3. 納期は5月31日とする。

第 16 条

予算編成のため下の項目を設ける。

款 1. 運営費 2. 事業費 3. 諸費 4. 予備費

第 17 条 (慶弔規定は別に定める。)

## 第 18 条 (その他)

本則の規定せざる事項にして、必要を生じたる場合は理事会あるいは常任理事会の決議による。但し簡易なる事についてはこの限りではない。

本則は総会の議決を経なければ改廃することができない。

本則は昭和44年	4月	22日	より発効する。
本則は昭和49年	5月	21日	一部改正する。
本則は昭和50年	4月	19日	一部挿入する。
本則は昭和55年	5月	2日	一部改正する。
本則は昭和58年	4月	30日	一部改正する。
本則は昭和59年	4月	28日	一部改正する。
本則は昭和60年	4月	26日	一部改正する。
本則は昭和62年	5月	2日	一部改正する。
本則は平成11年	4月	28日	一部挿入する。
本則は平成23年	4月	23日	一部改正する。
本則は令和7年	4月	26日	一部挿入・改正する。
本則は令和9年	4月	〇〇日	一部挿入・改訂する。

## 青柳小学校PTA慶弔規定（案）

- 第 1 条 本規定は青柳小学校PTA会則第16条によりこれを定める。
- 第 2 条 本規定は、PTA 会員、児童及び教職員の祝意、弔意を表すことを目的とする。
- 第 3 条 会員、または以下に該当するものが死亡の場合は、花輪一基と5,000円を香典としておくり弔意を表す。また、不慮災害にあった場合は、別に相談して決める。
- ①在籍児童
  - ②学校職員の配偶者及び実子
- 第 4 条 会長、企画委員長が退任の場合、1期金2,000円内外の記念品を贈呈する。
- 第 5 条 学校職員転退の場合は、在職年数に応じて、記念品を贈る。  
(年1,000円、上限5,000円)
- 第 6 条 三役として2期以上勤めた者及び本会のために特に功労のあった者に対しては、記念品または感謝状を贈呈することができる。

付 則 この規定は、昭和50年5月21日より施行する。  
本規定は総会の議決を経なければ改廃することができない。

本規定は昭和56年	4月	24日	一部改正する。
本規定は昭和60年	4月	26日	一部改正する。
本規定は昭和62年	5月	2日	一部改正する。
本規定は平成4年	4月	25日	一部改正する。
本規定は平成12年	4月	28日	一部改正する。
本規定は平成21年	4月	24日	一部改正する。
本規定は平成31年	4月	20日	一部改正する。
本規定は令和2年	5月	7日	一部改正する。
本規定は令和7年	4月	9日	一部挿入する。